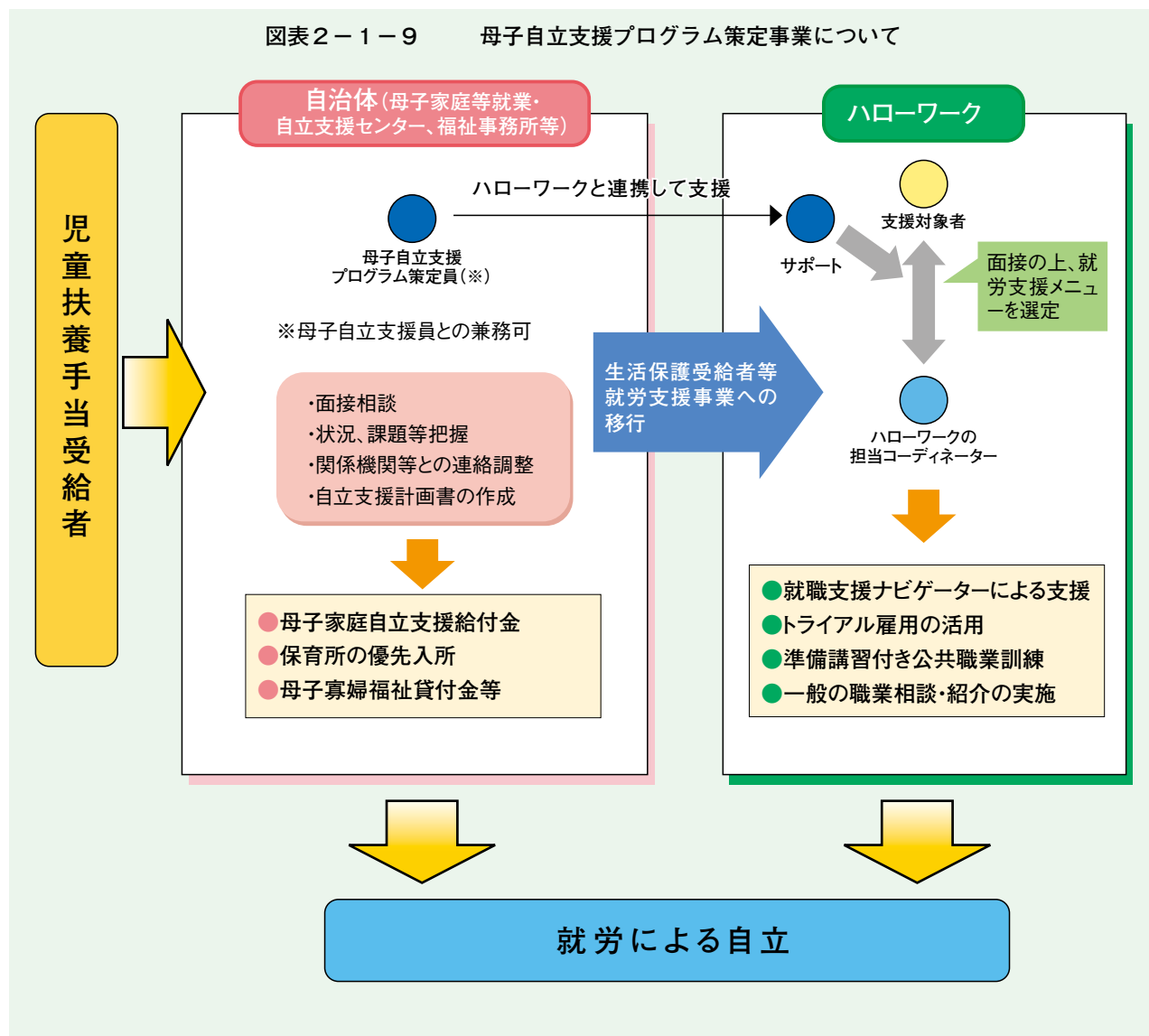


携しつつ、就業に結び付けていく必要がある。

このため、福祉事務所等に母子自立支援プログラム策定員を配置し、母子自立支援員等と連携し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかに、確実に、児童扶養手当受給者の自立促進を図っていくことを目的とした母子自立支援プログラム策定事業を平成17(2005)年度から実施している(図表2-1-9)。

図表2-1-9 母子自立支援プログラム策定事業について



平成17(2005)年度は、東京都、大阪府及び指定都市においてモデル的に実施したが、平成18(2006)年度からは全国で実施することとした。その実施状況は図表2-1-10、実績は図表2-1-11のとおりとなっており、平成18(2006)年4月から12月までにおいて、自立支援計画書策定件数は前年度同時期より約10.9倍、就業実績は約14.2倍に増加した。

また、母子自立支援プログラムの一環として、ハローワークに、就労支援コーディネーター及び就職支援ナビゲーターを配置し、個々の児童扶養手当受給者の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労支援事業を実施している。